

# 福岡県過疎地域自立促進計画

(平成28年度～平成32年度)

福岡県

(平成29年2月改訂)

# 目 次

1	基本的な事項	1
2	産業の振興	9
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	14
	（1） 国道、県道及び市町村道の整備	14
	（2） 農道、林道の整備	15
	（3） 港湾及び離島航路の整備	15
	（4） 交通確保対策	15
	（5） 情報化の促進	15
	（6） 地域間交流の促進	16
4	生活環境の整備	17
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	18
6	医療の確保	18
7	教育の振興	18
8	地域文化の振興等	19
9	集落の整備、移住・定住の促進	19
10	過疎地域市町村に対する行財政上の援助（再掲）	21

# 1 基本的な事項

多岐にわたる過疎対策事業の活用により、本県過疎地域では、道路や下水処理施設といった公共施設等の整備は着実に進んできたが、県全体と比較すると低い整備状況にある。雇用については、有効求人倍率、失業率ともに改善されてきたものの、本県過疎地域では厳しい状況が続いている。また、本県過疎地域では人口減少、高齢化がさらに進み、集落の機能が低下し、生活の維持確保が困難になることが危惧される。

一方で、地方で生活したいと希望する若い世代が増加しており、地域の活力を取り戻す好機を迎えている。

このため生活基盤を整え、地域住民の転出抑制を図るとともに、雇用を確保し、地域外からの移住を促進する施策を重点的に進めていく必要がある。

本県においては、先に策定した「福岡県過疎地域自立促進方針」（平成28年度～32年度）において、「地域の自立を支える雇用の確保」、「生活環境の整備と集落機能の確保」、「地域を支える人材の確保と移住・定住の促進」を、過疎地域自立促進の基本的な方向として定めた。

これらの基本的方向のもと、産業の振興、交通や医療の確保、生活環境の整備など分野ごとに具体的な取組みを推進する。

## (1) 産業の振興

### ア 農業の振興

生産性の向上を図るため、優良農地の確保とその有効活用の促進、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を促進するとともに、ほ場、用排水施設等の農業生産基盤の整備を推進する。また、県産農産物の競争力強化に向け、品種開発の加速化、安定生産による供給力の向上、ブランド戦略の展開、輸出の拡大により販路拡大を図る。

農業者の減少や高齢化に対応するため、新規就農者の育成・確保、女性農業者の経営参画を促進するとともに、水田農業では個別大規模農家や法人化した集落営農組織といった持続性のある担い手の育成・確保、園芸農業では雇用型経営の導入を促進する。

畜産については、生産コストの低減やブランド化を推進するとともに、防疫対策を徹底し、安全で高品質な畜産物供給を推進する。

過疎地域の集落機能の維持と地域資源・環境を保全していくため、農地、農業用道水路等の保全管理や農村環境の保全等の取組みに加え、直売所を拠点とした地域づくりの推進や、各地域が持つ資源や食文化などを活かし

た農山村地域と都市との交流を推進する。

鳥獣被害発生地域では、侵入防止柵の整備や捕獲機材の導入などの被害防止対策を推進する。

中間・山間地域では、棚田を活用した観光交流、土地条件や気候条件を活かした茶、果樹、野菜、花き、花木等の生産を推進する。

## イ 林業の振興

林業経営が成り立つ人工林においては、主伐による原木供給の拡大を推進するとともに主伐後に着実な再造林を行う。また、需要拡大を図るため、建築物の木造・木質化や輸出を推進する。さらに、間伐材等の搬出コストの低減やバイオマスとしての利用を促進するとともに、しいたけ、たけのこ等の特用林産物の生産関連施設の整備を促進する。

林業就業者が減少・高齢化していることから、新規就業者の確保、林業作業士や森林施業プランナー等技術・知識を持った人材を育成する。

また、造園業者等の異業種から林業への参入促進により、低質材の有効活用を進める。

間伐や森林環境税による荒廃森林の再生、県民参加の森林（もり）づくり等の取り組みにより、健全で活力ある森林を造成する。

## ウ 水産業の振興

漁港・漁場などの生産基盤の整備、種苗放流や資源管理による水産資源の維持・増大、ノリ・カキ等の養殖業の安定化、低コスト化、省力化等のための共同利用施設や安全安心な水産物出荷のための流通関係施設の整備を促進する。

漁業者の所得向上のため、大規模漁業（まき網）の経営改善や漁獲物の鮮度保持の徹底を図るとともに、県産水産物の認知度向上や漁業者による直接販売を推進する。

併せて、漁協の指導力・販売力強化、漁業者の経営力強化により、若者の漁業への参入・定着を促進する。

## エ 地場産業等の振興

伝統的工芸品や特産民工芸品などの伝統工芸産業の後継者の確保や育成、技術開発力の向上、販路拡大等を促進する。

また、農林水産物等の地域資源を活用した異業種連携や農商工連携により、地域特産品の開発を推進するとともに、首都圏での物産展の開催やテ

スト販売、農林水産まつりや物産フェア等のイベントの実施による都市との交流促進により、地域特産品の販路を拡大する。

筑豊地域では、地場企業の技術力向上や設備の高度化等を進めることにより、自動車産業をはじめとした付加価値の高い産業への参入を促進するとともに、飯塚研究開発センターによる研究開発支援により地場産業の振興を促進する。

大牟田地域では、金属や化学工業で蓄積された技術や人材を活用し、環境リサイクル産業の育成、集積を図るとともに、臨海部における企業遊休地を活用した新たな産業の集積を促進する。

これらの地場産業の中核を担う中小・小規模企業者に対し、設備の高度化や経営革新を促進するため、民間専門家による助言を行うほか、制度融資による長期・低利の資金を融資する。

#### オ 企業の誘致対策

旧産炭地域では、工場適地の選定や公的遊休施設の活用により、自動車関連企業や情報通信産業、環境エネルギー産業など新たな産業の誘致・集積を推進する。

山村地域では、農村地域工業等導入促進制度の活用による産業基盤整備を推進し、企業誘致による新たな雇用の場を創出する。

#### カ 創業の促進

起業家に対する情報提供、施設の共同利用、長期・低利の制度融資など立ち上がりを支援する。

意欲的な人材の育成、交通・情報通信基盤等の起業環境の整備を促進するとともに、テレワークの推進を図る。

#### キ 商業の振興

商店街組合等が行う共同施設整備等への融資やハード・ソフト両面の補助制度等の活用により、商店街の活性化を図る。

#### ク 観光の振興

世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」や炭鉱関連遺産を中心とした近代化遺産及び近隣の観光資源を周遊するモデルコースやパンフレットの作成、ガイドの育成などに取り組む。

「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」など貴重な歴史遺産や伝統

芸能などの地域資源を観光資源として有効活用するとともに、恵まれた自然や農村環境を活かした「エコツーリズム」「グリーンツーリズム」や長期滞在型の観光を推進する。

「九州オルレ」に認定された「宗像・大島」「八女」の2コースをPRし、国内外からの誘客と県内周遊を促進する。

また、農商工連携による特産品開発、地域ならではの「おもてなし」のための人材育成を促進する。加えて、本県の幅広い産業の強みを活かした「産業観光」を展開する。

東九州自動車道開通の機会を捉え観光PRに取り組むとともに、外国語に対応した観光ホームページの充実や無料公衆無線LAN環境をはじめとした外国人観光客の受入環境の整備を推進する。

## (2) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

### ア 国道、県道及び市町村道の整備

国道、県道及び市町村道について、地域の実態を踏まえた計画的な整備を推進する。これらの交通体系は、市町村道から都市間を結ぶ国、県道あるいは高速自動車道など高速交通体系へ機能がシステム化されるよう計画的に整備する。

### イ 農道、林道の整備

農道については、地域農業の持続的発展及び農村の総合的な振興を図るため、他の農業振興策と連携して農道網の整備を推進する。

林道については、効率的な林業経営や適正な森林の維持管理、生活基盤の整備を図るため、幹線的な林道を整備するとともに、市町村等が実施する林道整備を支援する。

### ウ 港湾及び離島航路の整備

重要港湾三池港については、世界遺産としての価値を損ねることなく船舶の大型化や取扱貨物量の増加に対応した港湾機能の強化を図る。

地方港湾大島港については、港の利用促進とともに、老朽化対策を進める。

地方港湾芦屋港については、周辺環境に配慮した緑地整備を行う。

大島の離島航路は、本土と島をつなぐ唯一の交通手段であるため、国と協力して航路事業者を支援していく。

## エ 交通確保対策

バス路線については、生活交通路線として、必要な広域的・幹線的路線の維持等を図る。また、広域的な観点から市町村と連携して、コミュニティバスの広域運行や地域コミュニティ運送の普及促進、路線バス利用促進を呼びかけるキャンペーン等に取り組む。

鉄道については、沿線市町村及び事業者と一体となった利用促進策に取り組み、特に経営基盤の脆弱な中小民間鉄道や第3セクター鉄道といった地域鉄道に関しては、事業者が行う安全輸送設備整備に対し国や沿線市町村と連携して支援を行うことにより、安全性の向上と路線の維持存続を図る。

## オ 情報化の促進

都市部との情報格差を解消するため、民間事業者の活力を生かして情報通信インフラの整備を促進するとともに、ITを活用した特産品の販売や移住・定住に関する情報発信などに積極的に取り組む。

また、ITを活用し、ワンストップ・ノンストップサービスなど、行政サービスの簡素化・効率化を推進する。

## カ 地域間交流の促進

地域間交流を促進するため、豊かな自然、文化、歴史遺産等の地域資源を活用した観光振興、新鮮な農産物や伝統工芸品を活用した特産品の開発・販売、体験型プログラムやエコツーリズム、グリーンツーリズムを進めるとともに、スポーツイベントやオリンピック、パラリンピックのキャンプ地誘致などスポーツを通じた交流人口の拡大を図る。

また、都市住民に農山漁村の魅力を浸透させ、農山漁村の住民に他の地域の住民を受け入れる意識の醸成を図ることで、日常的な都市と農山漁村との交流を進める。

## (3) 生活環境の整備

水道については、広域的水道整備計画に基づいて水道の広域化、水道未普及地域の解消を図る。

汚水処理施設については、「福岡県汚水処理構想」に基づき、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法により、公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）、浄化槽等の計画的な整備を図る。

スポーツ、文化、レクリエーション活動を楽しみ地域の振興に資する公園

の整備を推進する。

消防救急体制については、消防団を中核とした地域防災力の強化を図るとともに、救急業務の一層の高度化や、消防ヘリコプター・ドクターヘリの有効活用を図る。

また、堤防の嵩上げや老朽化した護岸の補修といった防災機能の強化を図る。

廃棄物処理については、地域の実情に応じ、計画的な対策を講じるとともに、循環型社会の実現に向けて、ごみの減量化やリサイクル等を推進する。

再生可能エネルギー、コージェネレーション（熱電併給システム）など環境にやさしい分散型電源については、エネルギー自給率向上、地域強靱化の観点からも、当該地域の資源や特性に合わせ、導入・普及を推進する。

#### （４）高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

高齢者が安心して在宅生活を続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援といったサービスを切れ目なく一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」を構築する。

特別養護老人ホーム等の整備を計画的に進めるなど、医療、介護サービスの供給体制を確保するとともに、質の高いサービスを提供できる人材の確保・定着を図る。また、「70歳現役社会づくり」や健康づくり、介護予防の取り組みを推進する。

高齢者等の避難行動要支援者に対する支援体制づくりや施設における防災対策を強化するとともに、高齢者の権利擁護及び認知症の人を支える地域づくりを推進する。

結婚のきっかけづくりのための出会い・結婚応援を推進するとともに、地域の様々な子育て支援の充実及び質の向上を進め、子育て支援体制の整備を図る。

障害者については、福祉サービスの供給体制の確保、スポーツ・レクリエーション・文化活動への参加機会の拡大、バリアフリー環境の整備を推進する。

#### （５）医療の確保

へき地医療拠点病院による巡回診療やへき地診療所への代診医の派遣を行うとともに、自治医科大学卒業医師派遣等により医師の確保を図る。

また、へき地診療所及び患者輸送車の整備を促すとともに、ドクターヘリを活用した搬送体制を整備する。

さらに、情報システムの活用によるへき地診療所等からの相談体制の充実や、医療従事者に対する研修体制の確保に努める。

## (6) 教育の振興

教育内容・方法の変化に対応できるよう校舎等施設の質的整備を図るとともに、耐震化・長寿命化を含め健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保を図る。

また、複式学級解消等のための教員配置、中学校における免許教科外担当解消のための非常勤講師の配置に努めるとともに、へき地・小規模校教育研究大会を実施し、へき地・小規模校の特性を生かした特色ある学校づくりを推進する。

さらに、生涯学習・社会教育の振興のため、各種社会教育施設の機能充実と利用促進を図り、地域の学習活動、スポーツ活動を推進する。

## (7) 地域文化の振興等

民俗芸能や伝統文化に加え、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である三池炭鉱関連施設といった貴重な文化資源の保存・継承のための取組みを推進する。

平成29年の世界文化遺産登録を目指して、ユネスコに推薦された「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」について、関係自治体や地域住民と一体となった世界遺産登録の取組みを推進する。

貴重な歴史遺産、伝統芸能など文化資源の情報収集や、新しい文化資源の発掘に努めるとともに、後継者や指導者の育成、鑑賞・創作する機会の充実などを通じて、地域文化の振興に努める。

## (8) 集落の整備、移住・定住の促進

過疎地域が自立して発展していくためには、集落の活性化が不可欠であり、市町村による集落实態調査、集落活性化プランの作成を促進する。その際、「集落支援員制度」の活用を促進するとともに、「地域おこし企業人交流プログラム」、「NPO・ボランティアとの協働」といった外部の専門的視点も取り入れ、各種支援制度の積極的な活用を図る。

小規模集落の増加、著しい高齢化により単独では集落機能を維持することが困難な地域においては、一定のまとまりのある地域の集落が相互連携と補完により集落機能を充足する「集落ネットワーク圏」の形成を促進する。また、「集落ネットワーク圏」の基幹となる集落において、生活の維持や地域振興の中核を担う「小さな拠点づくり」を促進する。

また、首都圏などからの移住・定住を促進するため、「福岡県移住・定住

ポータルサイト」の充実、「福岡移住読本」の改訂、首都圏での相談窓口の拡充、住宅、就職、農林水産業への就業など多様なニーズに対応した相談会やセミナーの開催といった施策を総合的に展開する。

## 2 産業の振興

事業名	事業内容																																																		
(1) 農業の振興																																																			
農業水利施設保全対策事業	<p>基幹的な農業用水利施設の有効利用を図り効率的な機能保全対策を推進するため、施設の劣化状況等を調べる機能診断を行い、施設の機能を保全するための対策工事等を実施する。</p> <table border="0"> <tr><td>名鶴地区</td><td>頭首工、水路工</td><td>みやま市</td></tr> <tr><td>広瀬地区</td><td>頭首工</td><td>みやま市</td></tr> <tr><td>切畑地区</td><td>ゲート工</td><td>飯塚市(旧筑穂町の区域)</td></tr> <tr><td>筑後東部地区</td><td>制水門整備工</td><td>八女市</td></tr> <tr><td>みやま地区</td><td>排水機場工</td><td>みやま市</td></tr> <tr><td>矢部川左岸Ⅱ期地区</td><td>揚水機場整備工</td><td>みやま市</td></tr> <tr><td>大和地区</td><td>頭首工</td><td>みやま市</td></tr> <tr><td>呉地区</td><td>取水施設工</td><td>香春町</td></tr> <tr><td>裏の谷地区</td><td>用水路工</td><td>みやこ町</td></tr> <tr><td>枝河内地区</td><td>用水路工</td><td>赤村</td></tr> </table>			名鶴地区	頭首工、水路工	みやま市	広瀬地区	頭首工	みやま市	切畑地区	ゲート工	飯塚市(旧筑穂町の区域)	筑後東部地区	制水門整備工	八女市	みやま地区	排水機場工	みやま市	矢部川左岸Ⅱ期地区	揚水機場整備工	みやま市	大和地区	頭首工	みやま市	呉地区	取水施設工	香春町	裏の谷地区	用水路工	みやこ町	枝河内地区	用水路工	赤村																		
名鶴地区	頭首工、水路工	みやま市																																																	
広瀬地区	頭首工	みやま市																																																	
切畑地区	ゲート工	飯塚市(旧筑穂町の区域)																																																	
筑後東部地区	制水門整備工	八女市																																																	
みやま地区	排水機場工	みやま市																																																	
矢部川左岸Ⅱ期地区	揚水機場整備工	みやま市																																																	
大和地区	頭首工	みやま市																																																	
呉地区	取水施設工	香春町																																																	
裏の谷地区	用水路工	みやこ町																																																	
枝河内地区	用水路工	赤村																																																	
農業水利施設保全合理化事業	<p>老朽施設の機能診断・補修や水路のパイプライン化等の保全・合理化整備等を実施し、水利利用・水管理の効率化・省力化、水利施設の安全性の向上を図る。</p> <table border="0"> <tr><td>矢部川左岸地区</td><td>制水門整備工</td><td>みやま市</td></tr> <tr><td>三池干拓北部地区</td><td>用排水路整備工</td><td>みやま市</td></tr> <tr><td>山鹿地区</td><td>排水路整備工</td><td>芦屋町</td></tr> </table>			矢部川左岸地区	制水門整備工	みやま市	三池干拓北部地区	用排水路整備工	みやま市	山鹿地区	排水路整備工	芦屋町																																							
矢部川左岸地区	制水門整備工	みやま市																																																	
三池干拓北部地区	用排水路整備工	みやま市																																																	
山鹿地区	排水路整備工	芦屋町																																																	
経営体育成基盤整備事業	<p>農地の区画形状、用排水路、農道等の生産基盤の整備を行うとともに、大規模農家の担い手となる農業者や農業生産法人の育成を図る。</p> <table border="0"> <tr><td>上穂波東地区</td><td>区画整理工</td><td>飯塚市(旧筑穂町の区域)</td></tr> <tr><td>下小山田地区</td><td>暗渠排水工</td><td>築上町</td></tr> <tr><td>下城井地区</td><td>区画整理工</td><td>築上町</td></tr> <tr><td>築城地区</td><td>区画整理工</td><td>築上町</td></tr> </table>			上穂波東地区	区画整理工	飯塚市(旧筑穂町の区域)	下小山田地区	暗渠排水工	築上町	下城井地区	区画整理工	築上町	築城地区	区画整理工	築上町																																				
上穂波東地区	区画整理工	飯塚市(旧筑穂町の区域)																																																	
下小山田地区	暗渠排水工	築上町																																																	
下城井地区	区画整理工	築上町																																																	
築城地区	区画整理工	築上町																																																	
ため池等整備事業	<p>農用地や農業施設の自然災害発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて国土保全に資する。</p> <table border="0"> <tr><td>下位登地区</td><td>堤体工</td><td>田川市</td></tr> <tr><td>嶽第二地区</td><td>堤体工</td><td>大牟田市</td></tr> <tr><td>夏吉地区</td><td>堤体工</td><td>田川市</td></tr> <tr><td>位登(2)地区</td><td>堤体工</td><td>田川市</td></tr> <tr><td>舞々溜池地区</td><td>堤体工</td><td>嘉麻市</td></tr> <tr><td>上池田地区</td><td>堤体工</td><td>朝倉市(旧杷木町の区域)</td></tr> <tr><td>天ヶ谷地区</td><td>堤体工</td><td>東峰村</td></tr> <tr><td>木屋谷地区</td><td>堤体工</td><td>東峰村</td></tr> <tr><td>梅ノ木地区</td><td>堤体工</td><td>赤村</td></tr> <tr><td>岡本地区</td><td>堤体工</td><td>赤村</td></tr> <tr><td>湊3地区</td><td>堤体工</td><td>築上町</td></tr> <tr><td>竹飯地区</td><td>排水路工</td><td>みやま市</td></tr> <tr><td>三池干拓地区</td><td>水路工</td><td>みやま市</td></tr> <tr><td>福智地区</td><td>水路工</td><td>福智町</td></tr> <tr><td>筑穂元吉地区</td><td>堰体工</td><td>飯塚市(旧筑穂町の区域)</td></tr> <tr><td>柵田地区</td><td>堰体工</td><td>添田町</td></tr> </table>			下位登地区	堤体工	田川市	嶽第二地区	堤体工	大牟田市	夏吉地区	堤体工	田川市	位登(2)地区	堤体工	田川市	舞々溜池地区	堤体工	嘉麻市	上池田地区	堤体工	朝倉市(旧杷木町の区域)	天ヶ谷地区	堤体工	東峰村	木屋谷地区	堤体工	東峰村	梅ノ木地区	堤体工	赤村	岡本地区	堤体工	赤村	湊3地区	堤体工	築上町	竹飯地区	排水路工	みやま市	三池干拓地区	水路工	みやま市	福智地区	水路工	福智町	筑穂元吉地区	堰体工	飯塚市(旧筑穂町の区域)	柵田地区	堰体工	添田町
下位登地区	堤体工	田川市																																																	
嶽第二地区	堤体工	大牟田市																																																	
夏吉地区	堤体工	田川市																																																	
位登(2)地区	堤体工	田川市																																																	
舞々溜池地区	堤体工	嘉麻市																																																	
上池田地区	堤体工	朝倉市(旧杷木町の区域)																																																	
天ヶ谷地区	堤体工	東峰村																																																	
木屋谷地区	堤体工	東峰村																																																	
梅ノ木地区	堤体工	赤村																																																	
岡本地区	堤体工	赤村																																																	
湊3地区	堤体工	築上町																																																	
竹飯地区	排水路工	みやま市																																																	
三池干拓地区	水路工	みやま市																																																	
福智地区	水路工	福智町																																																	
筑穂元吉地区	堰体工	飯塚市(旧筑穂町の区域)																																																	
柵田地区	堰体工	添田町																																																	
クリーク防災機能保全対策事業	<p>クリークの密度またはクリークの貯水容量が一定以上である地域で溢水被害及び水路機能被害の防止を図る。</p> <table border="0"> <tr><td>高田南部開Ⅲ期地区</td><td>護岸工</td><td>みやま市</td></tr> </table>			高田南部開Ⅲ期地区	護岸工	みやま市																																													
高田南部開Ⅲ期地区	護岸工	みやま市																																																	
地すべり対策事業	<p>地すべりを未然に防止し、農地の保全を図るため、地表水の処理及び抑止工等を行う。</p> <table border="0"> <tr><td>柏ノ木地区</td><td>抑止工</td><td>八女市</td></tr> <tr><td>南原地区</td><td>抑止工</td><td>八女市</td></tr> </table>			柏ノ木地区	抑止工	八女市	南原地区	抑止工	八女市																																										
柏ノ木地区	抑止工	八女市																																																	
南原地区	抑止工	八女市																																																	
公害防除等特別土地改良事業	<p>事業者の事業活動によって生じるカドミウム、いおう、銅、浮遊物質等による農用地の土壌、又はかんがい用排水の汚染に起因して人の健康をそこなう恐れがある農畜産物が生産され、農作物等の生育が阻害され、または農作業の効率が低下することを防止することにより、人の健康を保護するとともに、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図る。</p> <table border="0"> <tr><td>昭和開北部第2地区</td><td>客土工</td><td>大牟田市</td></tr> </table>			昭和開北部第2地区	客土工	大牟田市																																													
昭和開北部第2地区	客土工	大牟田市																																																	

事業名	事業内容												
農村総合整備事業	<p>集落周辺の地域における農業生産性の向上を図るため、農業生産基盤の整備とその機能の発揮に不可欠な集落基盤の整備を一体的に行う。</p> <table border="0"> <tr> <td>高田地区</td> <td>用排水施設、農道整備等</td> <td>みやま市</td> </tr> <tr> <td>山川2期地区</td> <td>用排水施設、農道整備等</td> <td>みやま市</td> </tr> <tr> <td>嘉麻地区</td> <td>用排水施設、農道整備等</td> <td>嘉麻市</td> </tr> <tr> <td>八女地区</td> <td>用排水施設、農道整備等</td> <td>八女市</td> </tr> </table>	高田地区	用排水施設、農道整備等	みやま市	山川2期地区	用排水施設、農道整備等	みやま市	嘉麻地区	用排水施設、農道整備等	嘉麻市	八女地区	用排水施設、農道整備等	八女市
高田地区	用排水施設、農道整備等	みやま市											
山川2期地区	用排水施設、農道整備等	みやま市											
嘉麻地区	用排水施設、農道整備等	嘉麻市											
八女地区	用排水施設、農道整備等	八女市											
中山間地域農村活性化総合整備事業	<p>農業の生産条件等が不利な中山間地域において、農業・農村の活性化を図ることを目的に農業生産基盤と農村生活環境等の整備を総合的に行う。</p> <table border="0"> <tr> <td>立花2期地区</td> <td>農用地開発、用排水施設整備等</td> <td>八女市</td> </tr> <tr> <td>黒木地区</td> <td>区画整理、用排水施設整備等</td> <td>八女市</td> </tr> <tr> <td>大牟田地区</td> <td>区画整理、用排水施設整備等</td> <td>大牟田市</td> </tr> <tr> <td>新星野2期地区</td> <td>区画整理、用排水施設整備等</td> <td>八女市</td> </tr> </table>	立花2期地区	農用地開発、用排水施設整備等	八女市	黒木地区	区画整理、用排水施設整備等	八女市	大牟田地区	区画整理、用排水施設整備等	大牟田市	新星野2期地区	区画整理、用排水施設整備等	八女市
立花2期地区	農用地開発、用排水施設整備等	八女市											
黒木地区	区画整理、用排水施設整備等	八女市											
大牟田地区	区画整理、用排水施設整備等	大牟田市											
新星野2期地区	区画整理、用排水施設整備等	八女市											
農地環境整備事業	<p>耕作放棄地が介在する地域において、営農の再開が見込めない区域と営農を継続し生産性向上を図る区域を計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境の保全と、優良農地の生産性向上を図ることを目的として区画整理や農地の保全等を行う。</p> <table border="0"> <tr> <td>新城・岩瀬地区</td> <td>区画整理</td> <td>添田町</td> </tr> </table>	新城・岩瀬地区	区画整理	添田町									
新城・岩瀬地区	区画整理	添田町											
湛水防除事業	<p>過去に応急湛水防除事業が実施された地域で、予想される被害を未然に防止するため、排水機、樋門、排水路の新設又は改修更新を行う。</p> <table border="0"> <tr> <td>椎田干拓2地区</td> <td>排水機場</td> <td>築上町</td> </tr> <tr> <td>永治地区</td> <td>樋門工</td> <td>みやま市</td> </tr> </table>	椎田干拓2地区	排水機場	築上町	永治地区	樋門工	みやま市						
椎田干拓2地区	排水機場	築上町											
永治地区	樋門工	みやま市											
災害に強いたため池等整備事業	<p>災害発生を未然に防止するために、法面崩壊等により洪水調整機能が低下している農業施設のうち、水路幅5m以上、深さ1.5m以上の農業用排水路(クリーク)の整備を行う。</p> <table border="0"> <tr> <td>みやま市I期地区</td> <td>護岸工</td> <td>みやま市</td> </tr> <tr> <td>大牟田市地区</td> <td>護岸工</td> <td>大牟田市</td> </tr> </table>	みやま市I期地区	護岸工	みやま市	大牟田市地区	護岸工	大牟田市						
みやま市I期地区	護岸工	みやま市											
大牟田市地区	護岸工	大牟田市											
農林水産物鳥獣害防止対策事業	<p>鳥獣被害の防止を図るため、侵入防止柵の整備、捕獲機材の導入、緊急捕獲活動等に対して助成する。</p>												
畑地帯総合整備事業	<p>畑作の安定的発展を図るため、効率的な基盤整備と生産・集落環境整備などを総合的に行う。</p> <table border="0"> <tr> <td>竹飯2期地区</td> <td>農道整備</td> <td>みやま市</td> </tr> </table>	竹飯2期地区	農道整備	みやま市									
竹飯2期地区	農道整備	みやま市											
直売所を拠点とした地域の元気づくり事業	<p>中山間地域の活性化を図るため、直売所を拠点として、地域振興を図る協議会が実施する地域の特長を活かした観光交流や6次産業化等の取組みに対して助成する。</p>												
6次産業化推進事業	<p>農林漁業者の所得向上を図るため、県産農林水産物の付加価値を高める6次化商品の開発等の取組みに対して助成する。</p>												
若者の農業参入定着支援事業	<p>就農前後の所得確保支援や市町村が行う新規就農支援活動に対する助成等により、農外からの意欲ある参入者が着実に就農・定着できるよう支援する。</p>												
たくましい農業人材育成事業	<p>将来の県農業を支える人材の発掘と定着を図るための取組みを推進するとともに、経営力の高い農業人材を育成する。</p>												
インバウンド需要拡大条件整備事業	<p>外国語表記の掲示板等を整備する直売所・観光農園等に対して助成する。</p>												
ふくおかの畜産競争力強化対策事業	<p>畜産の競争力を強化するため、家畜飼養管理施設、家畜排せつ物処理施設、自給飼料関連施設等に対して助成する。 (補助率:県1/3~1/2)</p>												
(過疎市町村に対する行財政上の援助)													
農山漁村活性化整備事業(農山漁村振興交付金関係)	<p>農山漁村における定住や二地域居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図る。 (補助率:国1/2)</p>												

事業名	事業内容						
<p>中山間地域等直接支払交付事業</p> <p>多面的機能支払事業</p>	<p>中山間地域等において適切な農業生産活動等の維持を通じて、耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保を図る市町村に対し、交付金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象地域 特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法等の8法指定地域</li> <li>・対象農地 農業生産条件の不利な農振農用地区域内で一定の要件を満たす1ha以上の一団の農地</li> <li>・対象行為 集落協定等に基づき、5年間以上継続して行われる耕作放棄地の発生防止活動、景観作物の作付等の農業生産活動など (負担割合 国:1/2、県:1/4)</li> </ul> <p>農地・農業用水路等の資源の適切な保全管理に取り組む活動組織に対し交付金を交付する。 (負担割合 国:1/2、県:1/4)</p>						
<p><b>(2) 林業の振興</b></p> <p>森林(もり)づくり活動公募事業</p> <p>(過疎市町村に対する行財政上の援助)</p> <p>造林事業</p> <p>木造公共建築物等施設整備事業 森林整備推進対策事業 (森林・林業再生基盤づくり交付金関係)</p> <p>荒廃森林再生事業</p> <p>特用林産基盤整備事業</p>	<p>森林環境税を活用して、ボランティア団体、NPO等が自ら企画して行う森林づくり活動に対して助成する。</p> <p>木材の生産をはじめ、水源のかん養、土砂の流出防止等、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、森林の整備に対して助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林環境保全直接支援事業</li> <li>・環境林整備事業</li> <li>・県単造林事業 (補助率は「交付規程」による。)</li> </ul> <p>森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、高性能林業機械の導入や木造公共建築物の整備等に対して交付金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木材利用の拡大</li> <li>・木材製品の安定的・効率的な供給体制の構築</li> <li>・林業の効率的かつ安定的な経営基盤の確立</li> <li>・森林保全の推進等 (交付率は「交付要綱」による。)</li> </ul> <p>荒廃した森林を再生し、公益的機能が十分に発揮できる緑豊かな森林として次世代に引き継ぐため、森林環境税を活用し、次の事業を実施する市町村に対して交付金を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の整備</li> <li>・森林の造成</li> <li>・荒廃森林の公的取得 (交付率:県10/10)</li> </ul> <p>特用林産物の生産、流通基盤の整備を図るための特用林産物造成事業、展示林等整備事業、作業道等整備事業、ほだ場等の整備事業に対し補助する。 (補助率:県3/10~4/10)</p>						
<p><b>(3) 水産業の振興</b></p> <p>人工礁漁場造成事業</p> <p>漁場環境改善事業</p> <p>(過疎市町村に対する行財政上の援助)</p> <p>漁港整備事業</p>	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">釣り・まき網魚礁</td> <td style="width: 20%;">6,398 空<sup>m</sup></td> <td style="width: 50%;">宗像市(大島沖)</td> </tr> <tr> <td>釣り・ごち網魚礁</td> <td>23,378 空<sup>m</sup></td> <td>宗像市(大島沖)</td> </tr> </table> <p>湧昇流礁 面積6.4ha、湧昇流発生構造物80基 築上町</p> <p>福岡有明海地区覆砂事業 面積200ha みやま市 大牟田市</p> <p>豊前中南部沖覆砂事業 面積31.2ha 築上町</p> <p>水産物の生産及び流通機能の強化を図るため、漁港関係事業を行う市町村に対し補助する。 (交付率は「交付要綱」による。)</p>	釣り・まき網魚礁	6,398 空 <sup>m</sup>	宗像市(大島沖)	釣り・ごち網魚礁	23,378 空 <sup>m</sup>	宗像市(大島沖)
釣り・まき網魚礁	6,398 空 <sup>m</sup>	宗像市(大島沖)					
釣り・ごち網魚礁	23,378 空 <sup>m</sup>	宗像市(大島沖)					

事業名	事業内容
<p><b>(4)地場産業等の振興</b></p> <p>首都圏販路開拓事業</p> <p>地場産業振興事業</p> <p>農商工連携強化事業</p> <p>高度化資金融資</p> <p>中小企業振興資金融資</p> <p>中小企業経営革新支援事業</p>	<p>首都圏での県産品のテストマーケティングや産地の観光物産情報の発信を通じ、県産品の売上げ拡大を図る。</p> <p>地場産業組合等が実施する商品開発、需要開拓、人材育成等の事業に対して支援する。</p> <p>中小・小規模企業者と農林漁業者のマッチングを促進し、新たな商品開発から販路拡大まで支援する。</p> <p>中小・小規模企業者が共同して工業団地や卸団地を建設する事業等に対して、事業計画についての助言や高度化資金の貸付を行う。</p> <p>中小・小規模企業者に対し、経営の安定とともに経営革新等の促進を図るため、長期・低利の資金を融資する。</p> <p>中小・小規模企業者の新商品の開発や新サービスの提供等の新たな事業活動を支援するため、中小・小規模企業者及びその集団から提出された「経営革新計画」を承認するとともに、その実行支援を行う。</p>
<p><b>(5)企業の誘致対策</b></p> <p>企業立地視察会の開催</p> <p>県外事務所による情報収集や企業訪問</p> <p>福岡県企業立地促進交付金</p> <p>(過疎市町村に対する行財政上の援助)</p> <p>福岡県工場適地調査補助金</p> <p>福岡県オフィス整備促進補助金</p>	<p>立地促進セミナー等を活用し、関東、関西及び中京地区の各企業に本県の立地条件の優位性をPRするほか、各企業を県内に案内し、本県の工場適地や産業基盤の整備状況を実際に見てもらい、立地を推進する。</p> <p>企業が集中する東京、大阪及び名古屋に企業誘致の職員を駐在させ、日常的に企業情報の収集や企業訪問を行う。</p> <p>企業の初期投資を軽減し、立地を促進するため交付金の交付を行う。</p> <p>工場適地の整備を促進するため、工場適地選定に係る調査を行う市町村に対し補助する。(補助額:「交付要綱」による。)</p> <p>オフィス系企業の立地を促進するため、公的遊休施設の整備を行う市町村に対し補助する。(補助額:「交付要綱」による。)</p>
<p><b>(6)創業の促進</b></p> <p>中小企業振興資金融資</p> <p>ふるさと創業促進事業</p>	<p>個人又は会社の新規創業のための長期・低利の資金の融資を促進し、新事業の創出を図る。</p> <p>地域の魅力を情報発信するとともに、ビジネスプランコンテストを活用し、創業希望者に対する創業支援を行う。</p>
<p><b>(7)商業の振興</b></p> <p>高度化資金融資</p> <p>行きたくなる商店街づくり事業</p> <p>地域商品券による地域経済活性化支援事業</p>	<p>商店街組合等が、アーケード等の共同施設を整備する事業に対して、高度化資金の貸付を行う。</p> <p>安全・安心で快適な買い物環境づくりのための施設整備や、賑わい創出のためのイベント、空き店舗の活用など県内商店街の活性化に向けたハード・ソフトの取組みを、国の補助制度も活用しながら支援する。</p> <p>個人消費を喚起し、商店街をはじめ地域経済の活性化を図るため、商工会議所、商工会や商店街が行うプレミアム付き地域商品券の発行を支援する。</p>

事業名	事業内容												
<b>(8)観光の振興</b>													
観光振興事業助成	観光情報の提供や各種の観光宣伝等の観光振興事業を実施する観光関係団体に対し支援する。												
観光ボランティアの育成	観光ボランティア団体の交流や連携の機会の促進を図るとともに、活動の広報等を行う。												
郷土の水辺整備事業	<p>河川及びその周辺環境の一体的整備を図ることにより、人や自然にやさしい水辺空間を形成し観光資源として河川の積極的利用を推進する。</p> <table data-bbox="571 502 990 719"> <tr> <td>楠田川</td> <td>みやま市</td> </tr> <tr> <td>友枝川</td> <td>上毛町</td> </tr> <tr> <td>城井川</td> <td>築上町</td> </tr> <tr> <td>今川</td> <td>みやこ町</td> </tr> <tr> <td>今川</td> <td>赤村</td> </tr> <tr> <td>中元寺川</td> <td>添田町</td> </tr> </table>	楠田川	みやま市	友枝川	上毛町	城井川	築上町	今川	みやこ町	今川	赤村	中元寺川	添田町
楠田川	みやま市												
友枝川	上毛町												
城井川	築上町												
今川	みやこ町												
今川	赤村												
中元寺川	添田町												
自然公園等整備事業	九州自然歩道整備 添田町、赤村、嘉麻市												
都市公園事業	<p>都市公園の整備を行うことにより、安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を図り、観光資源としての利用を推進する。</p> <table data-bbox="571 909 1256 964"> <tr> <td>筑後広域公園(プール等の整備)</td> <td>みやま市</td> </tr> </table>	筑後広域公園(プール等の整備)	みやま市										
筑後広域公園(プール等の整備)	みやま市												

### 3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

事業名	事業内容		市町村名
(1)国道、県道及び市町村道の整備			
国道 (知事管理分)	改良舗装		
	211号	W= 10.0m L= 500m	東峰村
	322号	W= 23.5m L= 10,500m	香春町・大任町
	322号	W= 10.0m L= 2,300m	嘉麻市
	322号	W= 10.0m L= 2,700m	嘉麻市
	442号	W= 7.5m L= 300m	八女市
	442号	W= 11.5m L= 2,100m	八女市
	443号	W= 25.0m L= 900m	みやま市
	496号	W= 9.5m L= 1,100m	みやこ町
	496号	W= 10.0m L= 7,000m	みやこ町
	500号	W= 10.0m L= 600m	添田町
	歩道設置		
	211号	歩道設置 L= 1,360m	東峰村
	442号	歩道設置 L= 240m	八女市
	443号	歩道設置 L= 500m	みやま市
県道	改良舗装		
	大牟田高田線	W= 15.0m L= 700m	大牟田市
	八女香春線	W= 10.0m L= 800m	八女市
	八女香春線	W= 7.0m L= 2,200m	八女市
	久留米立花線	W= 13.0m L= 400m	八女市
	玉名八女線	W= 12.5m L= 700m	八女市
	唐尾広川線	W= 11.25m L= 1,300m	八女市
	浮羽石川内線	W= 5.0m L= 4,200m	八女市
	田主丸黒木線	W= 6.5m L= 1,900m	八女市
	高田山川線	W= 14.5m L= 700m	みやま市
	飯江長田線	W= 10.5m L= 2,500m	みやま市
	八女瀬高線	W= 10.0m L= 900m	みやま市
	湯辺田瀬高線	W= 7.5m L= 1,900m	みやま市
	直方鞍手線	W= 14.5m L= 700m	鞍手町
	直方宗像線	W= 8.0m L= 100m	鞍手町
	新延植木線	W= 11.0m L= 700m	鞍手町
	八女香春線	W= 10.0m L= 1,100m	東峰村
	英彦山香春線	W= 10.0m L= 760m	香春町
	英彦山添田線	W= 7.0m L= 1,400m	添田町
	英彦山香春線	W= 7.5m L= 700m	添田町
	添田赤池線	W= 7.5m L= 2,500m	福智町
	添田赤池線	W= 7.5m L= 600m	福智町
	豆田稲築線	W= 13.5m L= 750m	嘉麻市
	千手馬見線	W= 7.0m L= 1,800m	嘉麻市
	下深野犀川線(バイパス)	W= 7.0m L= 900m	みやこ町
	寒田下別府線	W= 9.5m L= 900m	築上町
	黒平椎田線	W= 10.0m L= 900m	築上町
	猪国豊前柵田停車場線	W= 9.75m L= 1,000m	田川市
	今任原奈良線 (都市計画道路中央団地川宮線)	W= 18.0m L= 840m	田川市
	歩道・自歩道設置		
	富久瀬高線	自歩道設置 L= 280m	みやま市
	椎田勝山線	歩道設置 L= 380m	みやこ町
	吉富本耶馬溪線	歩道設置 L= 230m	上毛町
市町村道 (過疎代行事業)	改良舗装		
	勝野長井鶴線	W= 15.0m L= 5,340m	小竹町

事業名	事業内容	市町村名
<b>(2)農道、林道の整備</b>		
林道 (過疎代行事業)	新設 豊前坊線 W= 5.0m L= 5,507m 熊ヶ畑・安真木線 W= 4.0m L= 4,868m 仁田坂～国武線 W= 4.0m L= 2,426m 木浦線 W= 4.0m L= 3,380m 千々谷～滝の脇線 W= 4.0m L= 8,384m 西犀川線 W= 5.0m L= 4,516m 国見山線 W= 4.0m L= 7,885m 蔵持山線 W= 5.0m L= 411m 五駄・土師山線 W= 4.0m L= 2,910m	添田町 嘉麻市、川崎町 八女市 八女市 八女市 みやこ町 築上町 みやこ町 東峰村
(過疎市町村に対する行財政上の援助)		
林道事業	効率的な林業経営、森林の適正な管理、生活環境の改善及び地域産業の振興を図るため市町村等が実施する林道事業に対し補助する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・林道開設 (補助率: 国4.5/10～5/10 県0.5/10)</li> <li>・林道改良 (補助率: 国3/10～5/10 県0.5/10、1/10)</li> <li>・林道舗装 (補助率: 国1/3～1/2 県0.5/10、1/10)</li> <li>・県単林道 (補助率: 県4/10)</li> <li>・地域活性化事業 (補助率: 県1/10)</li> <li>・林道点検、診断、保全 (補助率: 国1/2 県0.5/10)</li> </ul>	
<b>(3)港湾及び離島航路の整備</b>		
港湾改修事業	三池港 内港北地区 泊地(－10m)整備	大牟田市
社会資本整備総合交付金(港湾関係)	三池港 四山地区 臨港道路整備	大牟田市
防災安全交付金(港湾関係)	三池港 内港北地区 防砂堤改良	大牟田市
社会資本整備総合交付金(広域連携)	大島港 物揚場改良 芦屋港 緑地整備	宗像市(大島港) 芦屋町
離島航路運航確保対策	離島航路の維持改善を図るため、航路運営上生じるやむを得ない欠損に対し、国と協力して航路事業者に補助を行う。	宗像市(旧大島村の区域)
<b>(4)交通確保対策</b>		
地方バス運行確保対策	地域公共交通の確保を図るため、コミュニティバスの充実等に係る取組みを支援する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が行うコミュニティバスの運行欠損額等に対する補助</li> <li>・事業者が行う幹線的な路線バスの運行欠損額等に対する補助</li> <li>・路線バス利用促進福岡県内一斉キャンペーンの実施</li> </ul>	
鉄道整備促進対策	地域公共交通の確保を図るため、鉄道の安全対策等に係る取組みを支援する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域鉄道事業者が行う安全施設整備(レール交換等)に対する補助</li> <li>・第三セクターが行う鉄道車両法定点検費用に対する補助</li> <li>・筑豊電気鉄道(株)の老朽化した車両の更新等に対する補助</li> </ul>	
<b>(5)情報化の促進</b>		
光ファイバー未整備地域における整備計画策定支援	光ファイバー未整備地域における市町村の整備計画策定を支援する。 (整備計画の内容) <ul style="list-style-type: none"> <li>・地形や住居の分散状況に応じた採用技術、住民の利用意向調査手法の検討</li> <li>・光ファイバーを活用した企業誘致や見守りサービスなど利用者確保のための活用方策の検討</li> </ul>	
(過疎市町村に対する行財政上の援助)		
無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業)	携帯電話の利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差是正を図るため、過疎地等において、市町村が無線通信用鉄塔施設を整備する場合、その設置経費の一部を補助するもの。 (補助率: 国1/2～2/3)	
個性ある地域づくり推進事業	地域の固有の資源を活かした個性ある地域づくりを推進するため、ITを活用した特産品の販売や情報発信など、ハード事業やソフト事業に対し補助する。 (補助率: 県1/3～1/2)	

事業名	事業内容
<p>(6)地域間交流の促進</p> <p>中山間地域活性化応援事業</p> <p>農山漁村魅力発信事業</p>	<p>幅広く中山間地域を支える活動への個人での参加を促す仕組みを作るとともに、直売所への出荷者の確保と併せて、農山漁村での地域貢献活動や農林漁業に関心を持つ都市部の定年退職者等が地域活動に定着できる取組みを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域のサポート体制の構築 外部の労力を活用した農地維持を図るため、個人による中山間地域サポーター(仮称)の登録を推進し、中山間地域からの草刈り、水路清掃等の要請情報をサポーターへ配信し、地域集落とサポーターが連携した地域貢献活動を促進する。</li> <li>・中山間地域での活動定着に向けた支援 中山間地域で重要な役割を担う直売所における出荷者、出荷量の確保を図るため、農業を希望する定年退職者等の営農開始に係る初期投資経費の支援及び地域住民の営農及び生活継続のため、農産物の集荷を兼ねて食料品等の受注・宅配を行う車両改良費を支援する。</li> </ul> <p>都市部へ農山漁村地域の魅力(食材、特産品、自然、歴史等)をアピールし、都市農村交流を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農山漁村地域の魅力をPRする交流会の開催。</li> <li>・農山漁村体験の企画アドバイザーの派遣など。</li> </ul>



## 5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

事業名	事業内容
居宅・施設サービス基盤整備事業	「福岡県高齢者保健福祉計画(第7次)」(平成27年度～平成29年度)に基づき、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の居宅サービスや、特別養護老人ホーム等の施設サービスを推進するとともに、健康づくりや介護予防の推進、認知症高齢者等への支援及び高齢者の権利擁護を含めた総合的な保健・福祉サービスを提供する。
シルバー人材センターの設置促進及び事業の拡充	高齢者に対して、ライフスタイルに合わせた臨時的・短期的な仕事を提供することにより、高齢者の就業機会の増大を図る。
子育て支援	市町村が行う保育所、認定子ども園等の整備や地域の実情に応じた子育てサービスを支援する。
出会い・結婚応援事業	独身男女に出会いの場を提供し結婚のきっかけづくりを行う出会い・結婚応援を推進する。
障害者支援	日中活動支援、居住支援及び訪問支援などの障害福祉サービスの供給体制や相談支援体制の確立を図る。また、障害に関する地域住民のより一層の理解を促進するための啓発活動の促進、障害者のスポーツ・レクリエーション・文化活動への参加機会の拡大、建築物、道路、公共交通機関等のバリアフリー環境の整備等を推進する。
70歳現役社会推進事業	高齢者のための総合支援拠点「福岡県70歳現役応援センター」を中心に就業支援やNPO・ボランティア活動などへの参加支援に取り組むほか、高齢者が自らの経験を生かして子育てを応援する仕組みづくりなど、高齢者の活躍の場の拡大に取り組む。 (福岡、北九州、久留米、飯塚にオフィスを設置)
(過疎市町村に対する行財政上の援助)	
福岡県地域密着型施設等整備補助事業	「福岡県高齢者保健福祉計画(第7次)」(平成27年度～平成29年度)に基づき、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営めるよう、地域密着型特別養護老人ホームや、認知症高齢者グループホーム、定期巡回随時対応型訪問介護看護等の地域密着型の高齢者福祉施設等の整備を補助するもの。

## 6 医療の確保

事業名	事業内容
へき地医療支援機構運営事業	へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施するため、へき地医療支援機構において広域的なへき地医療支援事業の企画・調整等を行う。
医師確保事業	へき地診療所や過疎地域医療機関など、医療確保を必要とする地域への自治医科大学卒業医師の派遣等により、離島やへき地における医師の確保を図る。
へき地医療拠点病院運営費補助事業	へき地医療拠点病院が実施するへき地診療所等への代診医の派遣、巡回診療等の活動費用に対して支援を行う。
ドクターヘリ事業	ドクターヘリを運航し、救急現場に迅速に医師を送り込み、速やかに救急医療を開始することにより、重症患者の救命率の向上や後遺症の軽減を図る。
(過疎市町村に対する行財政上の援助)	
へき地診療所運営費補助事業	市町村が設置したへき地診療所の運営費に対して支援を行う。 (補助率:国2/3)
へき地診療所整備事業	市町村が設置したへき地診療所の施設整備や医療機器等の設備整備に対して支援を行う。 (補助率:国1/2)
へき地患者輸送車整備事業	市町村が行うへき地患者輸送車の整備に対して支援を行う。 (補助率:国1/2)

## 7 教育の振興

事業名	事業内容
学校教育関連施設の整備	県立学校施設(校舎等)の改修、改築等
へき地・小規模校教育の充実	学校の実情を踏まえ、複式学級や中学校における免許教科外担当を解消する。

## 8 地域文化の振興等

事業名	事業内容
県民文化祭開催事業	広く県民に優れた芸術文化の鑑賞の機会と日頃の文化活動の成果を発表する場を提供し、文化の活性化と文化団体相互間の交流を図り、芸術文化の新たな創造と発展を期する。
特別支援学校等芸術鑑賞事業	芸術文化に接する機会が少ない特別支援学校等の児童生徒に芸術文化に対する理解と関心を高めてもらうため、県内の芸術文化団体の派遣及び公演を実施する。 (大牟田市:大牟田市立大牟田特別支援学校、嘉麻市:嘉穂特別支援学校、川崎町:川崎特別支援学校、築上町:築城特別支援学校)
舞台芸術感動体験事業	広く県内の小・中学校に本物の(質の高い)舞台芸術を鑑賞する機会を提供するため、県内の優れた芸術団体による大規模な公演を実施する。
世界遺産登録の推進	世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」について、資産の保全を図るとともに、パンフレットの作成、シンポジウムの開催などにより価値の発信を行う。また、平成29年の世界文化遺産登録を目指す「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」について、世界遺産にふさわしい景観維持や来訪者対応を検討するとともに、住民気運の醸成を図るためシンポジウムを開催する。

## 9 集落の整備、移住・定住の促進

事業名	事業内容
福岡県移住・定住促進事業	首都圏からの移住・定住を促進するための専門相談窓口を開設するとともに、「福岡県移住・定住ポータルサイト」、「福岡移住読本」等を活用した情報発信を図る。 ・「ふくおかよかとこ移住相談センター(仮称)」の開設 ・移住・定住プロモーション動画の作成 ・移住・定住希望者向けガイドブック「福岡移住読本」の改訂
若者の九州・山口ふるさと就職促進事業	若者の東京圏からの還流と地域定着の促進を図るため、東京圏に進学した大学生等を対象に、インターンシップ、合同会社説明会、面接会を九州・山口各県が連携して実施する。
地域おこし協力隊の確保・定着	九州・山口各県による合同説明会や隊員向けの起業・就業講習会等を開催し、隊員の確保や任期終了後の定着を支援する。
ふくおか地域貢献活動サポート事業	NPO等が企業、行政などの多様な主体と協働して地域課題の解決に取り組む社会貢献活動に必要な経費に対する補助
地方バス運行確保対策(再掲)	地域公共交通の確保を図るため、コミュニティバスの充実等に係る取組みを支援する。 ・市町村が行うコミュニティバスの運行欠損額等に対する補助 ・事業者が行う幹線的な路線バスの運行欠損額等に対する補助 ・路線バス利用促進福岡県内一斉キャンペーンの実施
鉄道整備促進対策(再掲)	地域公共交通の確保を図るため、鉄道の安全対策等に係る取組みを支援する。 ・地域鉄道事業者が行う安全施設整備(レール交換等)に対する補助 ・第三セクターが行う鉄道車両法定点検費用に対する補助 ・筑豊電気鉄道(株)の老朽化した車両の更新等に対する補助
(過疎市町村に対する行財政上の援助)	
過疎地域等自立活性化推進交付金(過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業)	基幹集落を中心として、周辺の集落との間で「集落ネットワーク圏」を形成し、日常生活支援機能を確保するとともに、地域産業を振興するために「地域コミュニティ組織等」が行う取組みに要する経費に対して補助する。 (交付(補助)率:国10/10) (交付対象経費の限度額:20,000千円)
(過疎地域集落再編整備事業)	定住促進のための団地整備等、集落の再編整備を図るため、過疎市町村が行う施設整備に要する経費に対して補助する。 (交付(補助)率:国1/2)
(過疎地域等自立活性化推進事業)	過疎地域における喫緊の諸課題に対応するためのソフト事業について、その経費の全部又は一部を交付する。 (交付(補助)額:10,000千円以内)

事業名	事業内容
(過疎地域等遊休施設再整備事業)	過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設の整備について、その経費の全部又は一部を交付する。 (交付(補助)率:国1/3)
「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	基幹となる集落に生活機能を集めた「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落圏」の形成を推進し、集落の再生・活性化を図る。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・プランづくり、社会実験 … 定額補助(上限300万円/年、2年間を限度)</li> <li>・施設の再編・集約 … 補助率:国1/2以内</li> </ul>
個性ある地域づくり推進事業	地域の固有の資源を活かした個性ある地域づくりを推進するため、ハード事業やソフト事業に対し補助する。 (補助率:県1/3~1/2)

## 10 過疎地域市町村に対する行財政上の援助(再掲)

事業名	事業内容
(1)産業の振興	
農山漁村活性化整備事業(農山漁村振興交付金関係)	農山漁村における定住や二地域居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図る。 (補助率:国1/2)
中山間地域等直接支払交付事業	中山間地域等において適切な農業生産活動等の維持を通じて、耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保を図る市町村に対し、交付金を交付する。 ・対象地域 特定農山村法、山村振興法、過疎法、離島振興法等の8法指定地域 ・対象農地 農業生産条件の不利な農振農用地区域内で一定の要件を満たす1ha以上の一団の農地 ・対象行為 集落協定等に基づき、5年間以上継続して行われる耕作放棄地の発生防止活動、景観作物の作付等の農業生産活動など (負担割合 国:1/2、県:1/4)
多面的機能支払事業	農地・農業用水路等の資源の適切な保安全管理に取り組む活動組織に対し交付金を交付する。 (負担割合 国:1/2、県:1/4)
造林事業	木材の生産をはじめ、水源のかん養、土砂の流出防止等、森林の有する多面的機能の維持・増進を図るため、森林の整備に対して助成する。 ・森林環境保全直接支援事業 ・環境林整備事業 ・県単造林事業 (補助率は「交付規程」による。)
木造公共建築物等施設整備事業 森林整備推進対策事 (森林・林業再生基盤づくり交付金関係)	森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進を図るため、高性能林業機械の導入や木造公共建築物の整備等に対して交付金を交付する。 ・木材利用の拡大 ・木材製品の安定的・効率的な供給体制の構築 ・林業の効率的かつ安定的な経営基盤の確立 ・森林保全の推進等 (交付率は「交付要綱」による。)
荒廃森林再生事業	荒廃した森林を再生し、公益的機能が十分に発揮できる緑豊かな森林として次世代に引き継ぐため、森林環境税を活用し、次の事業を実施する市町村に対して交付金を交付する。 ・森林の整備 ・森林の造成 ・荒廃森林の公的取得 (交付率:県10/10)
特用林産基盤整備事業	特用林産物の生産、流通基盤の整備を図るための特用林産物造成事業、展示林等整備事業、作業道等整備事業、ほだ場等の整備事業に対し補助する。 (補助率:県3/10~4/10)
漁港整備事業	水産物の生産及び流通機能の強化を図るため、漁港関係事業を行う市町村に対し補助する。 (交付率は「交付要綱」による。)
福岡県工場適地調査補助金	工場適地の整備を促進するため、工場適地選定に係る調査を行う市町村に対し補助する。 (補助額:「交付要綱」による。)
福岡県オフィス整備促進補助金	オフィス系企業の立地を促進するため、公的遊休施設の整備を行う市町村に対し補助する。 (補助額:「交付要綱」による。)

事業名	事業内容
<p><b>(2)交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進</b></p> <p>林道事業</p> <p>無線システム普及支援事業(携帯電話等エリア整備事業)</p> <p>個性ある地域づくり推進事業</p>	<p>効率的な林業経営、森林の適正な管理、生活環境の改善及び地域産業の振興を図るため市町村等が実施する林道事業に対し補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林道開設 (補助率:国4.5/10~5/10 県0.5/10)</li> <li>・ 林道改良 (補助率:国3/10~5/10 県0.5/10、1/10)</li> <li>・ 林道舗装 (補助率:国1/3~1/2 県0.5/10、1/10)</li> <li>・ 県単林道 (補助率:県4/10)</li> <li>・ 地域活性化事業 (補助率:県1/10)</li> <li>・ 林道点検、診断、保全 (補助率:国1/2 県0.5/10)</li> </ul> <p>携帯電話の利用可能な地域を拡大し、地域間の情報通信格差是正を図るため、過疎地等において、市町村が無線通信用鉄塔施設を整備する場合、その設置経費の一部を補助するもの。(補助率:国1/2~2/3)</p> <p>地域の固有の資源を活かした個性ある地域づくりを推進するため、ITを活用した特産品の販売や情報発信など、ハード事業やソフト事業に対し補助する。(補助率:県1/3~1/2)</p>
<p><b>(3)生活環境の整備</b></p> <p>浄化槽設置整備事業</p> <p>浄化槽市町村整備促進事業</p> <p>個別排水処理施設整備事業</p> <p>小規模集合排水処理施設整備事業</p> <p>農業集落排水事業</p>	<p>公共下水道等の未整備地域における生活排水対策を推進するため、浄化槽の設置者に対して設置費用の助成を行っている市町村を対象に補助する。 (交付(補助)対象額 浄化槽の設置費用のうち、真に社会的便益に相当する一定割合) (交付(補助)率:国 1/3 県 1/3以内)</p> <p>生活排水対策及び生活基盤整備を緊急に実施する必要がある地域において、市町村自らが設置主体となって浄化槽の面的整備を行う事業で、一事業年度で10戸以上の住宅等について整備するものを対象に補助する。 (交付(補助)率:国 事業費の1/3 県 事業費の7.5%以内)</p> <p>下水道や農業集落排水施設等により汚水等を集合的に処理することが適切でない地域について、生活雑排水等の処理の促進を図るため、市町村が公営企業として地方単独事業により個別浄化槽の整備を行う事業で、1事業年度で原則として10戸以上20戸未満の住宅等について整備するものを対象に補助する。 (補助率:県 事業費の7.5%以内)</p> <p>市町村が汚水等を集合的に処理する施設であって、処理対象戸数が原則として10戸以上20戸未満の小規模なものを公営企業として地方単独事業により実施するものを対象に補助する。 (補助率:県 事業費の7.5%以内)</p> <p>農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水若しくは雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設を整備しようとする市町村に対し交付金を交付する。 (補助率:国 50%、県 7.5%以内)</p>
<p><b>(4)高齢者の保健福祉の向上及び増進</b></p> <p>福岡県地域密着型施設等整備補助事業</p>	<p>「福岡県高齢者保健福祉計画(第7次)」(平成27年度~平成29年度)に基づき、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営めるよう、地域密着型特別養護老人ホームや、認知症高齢者グループホーム、定期巡回随時対応型訪問介護看護等の地域密着型の高齢者福祉施設等の整備を補助するもの。</p>
<p><b>(5)医療の確保</b></p> <p>へき地診療所運営費補助事業</p> <p>へき地診療所整備事業</p> <p>へき地患者輸送車整備事業</p>	<p>市町村が設置したへき地診療所の運営費に対して支援を行う。 (補助率:国2/3)</p> <p>市町村が設置したへき地診療所の施設整備や医療機器等の設備整備に対して支援を行う。 (補助率:国1/2)</p> <p>市町村が行うへき地患者輸送車の整備に対して支援を行う。 (補助率:国1/2)</p>

事業名	事業内容
<p><b>(6)集落の整備、移住・定住の促進等</b></p> <p>過疎地域等自立活性化推進交付金 (過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業)</p> <p>(過疎地域集落再編整備事業)</p> <p>(過疎地域等自立活性化推進事業)</p> <p>(過疎地域等遊休施設再整備事業)</p> <p>「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業</p> <p>市町村振興資金貸付事業</p> <p>個性ある地域づくり推進事業</p>	<p>基幹集落を中心として、周辺の集落との間で「集落ネットワーク圏」を形成し、日常生活支援機能を確保するとともに、地域産業を振興するために「地域コミュニティ組織等」が行う取組みに要する経費に対して補助する。 (交付(補助)率:国10/10) (交付対象経費の限度額:20,000千円)</p> <p>定住促進のための団地整備等、集落の再編整備を図るため、過疎市町村が行う施設整備に要する経費に対して補助する。 (交付(補助)率:国1/2)</p> <p>過疎地域における喫緊の諸課題に対応するためのソフト事業について、その経費の全部又は一部を交付する。 (交付(補助)額:10,000千円以内)</p> <p>過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設の整備について、その経費の全部又は一部を交付する。 (交付(補助)率:国1/3)</p> <p>基幹となる集落に生活機能を集めた「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落圏」の形成を推進し、集落の再生・活性化を図る。 ・プランづくり、社会実験 … 定額補助(上限300万円/年、2年間を限度) ・施設の再編・集約 … 補助率:国1/2以内</p> <p>市町村等が行う総合的かつ計画的な街づくり、地域づくりに必要な事業について貸し付けを行う。 ・一般分 公共施設の整備のため必要な事業 ・合併市町村まちづくり事業分 合併市町村基本計画に基づいて実施するまちづくり事業 ・地方創生推進資金分 市町村が策定した地方創生総合戦略に基づいて実施する施設等整備改修事業</p> <p>地域の固有の資源を活かした個性ある地域づくりを推進するため、ハード事業やソフト事業に対し補助する。 (補助率:県1/3~1/2)</p>